

◎議会力向上のための議会の権能に関する項目について

1 議長等議会諸役員の任期等の見直し

○議長等の任期(政令指定都市における実態調査)

平成22年調査

都市名	役 職 名							
	議長	副議長	常任委員会 正副委員長	常任委員会 委員	特別委員会 正副委員長	特別委員会 委員	議選監査委員	
札幌市	2年	2年	1年	1年	2年	2年	2年	
仙台市	2年	2年	1年	1年	1年	1年	2年	
さいたま市	1年	1年	1年	1年	調査事件の 調査終了まで	調査事件の 調査終了まで	1年	
千葉市	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	
川崎市	2年(実態)	2年(実態)	1年	1年	最近10年間は設置無。必要があればその時に協議	最近10年間は設置無。必要があればその時に協議	2年(実態)	
横浜市	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	
相模原市	2年	2年	1年	1年	調査事件の 調査終了まで	調査事件の 調査終了まで	1年	
新潟市	2年	2年	1年	1年	調査事件の 調査終了まで	調査事件の 調査終了まで	2年	
静岡市	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	
浜松市	1年	1年	1年	1年	1年	調査事件の 調査終了まで	1年	
名古屋市	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	
京都市	1年	1年	1年	1年	調査事件の 調査終了まで	調査事件の 調査終了まで	1年	
大阪市	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	
堺市	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	
神戸市	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	
岡山市	2年	2年	2年	2年	調査事件の 調査終了まで	調査事件の 調査終了まで	2年	
広島市	2年又は4年 (直近10年間の 実態)	1年	1年	1年	調査事件の 調査終了まで	調査事件の 調査終了まで	1年	
北九州市	4年	4年	2年	2年	調査事件の 調査終了まで	調査事件の 調査終了まで	2年	
福岡市	2年(実態)	2年(実態)	1年	1年	2年	調査事件の 調査終了まで	1年	
任期	1年	10市	11市	17市	17市	9市	8市	13市
	2年	7市	7市	2市	2市	2市	1市	6市
	4年	1市	1市	-	-	-	-	-
	その他	1市	-	-	-	7市	9市	-
	備考					川崎市を除く	川崎市を除く	

(注) 表中の任期については、条例、要綱、申合せ、先例等による実際の任期(実態)であり、例外的な扱いや任期中の不定期な辞職が行われる場合もある。

○議会選出監査委員の人数（政令指定都市）

平成 23 年 6 月

議選監査委員数	都市数
2 人	18 市（仙台市以外）
1 人	1 市（仙台市）

※仙台市においては、平成 23 年 3 月 15 日本会議で「仙台市監査委員条例の一部を改正する条例」（議員提出議案）を全会一致で可決した。平成 23 年 8 月の新議会成立後から施行予定。

2 会期制の見直し

○定例会の回数及び年間会期日数・本会議日数（平成 22 年 政令指定都市）

都市名	回数	会期	本会議	都市名	回数	会期	本会議
札幌市	4 回	116 日	24 日	仙台市	4 回	94 日	29 日
さいたま市	4 回	132 日	29 日	千葉市	4 回	85 日	43 日
川崎市	4 回	114 日	21 日	横浜市	4 回	146 日	19 日
相模原市	4 回	141 日	28 日	新潟市	4 回	94 日	22 日
静岡市	4 回	118 日	25 日	浜松市	4 回	114 日	23 日
名古屋市	4 回	104 日	24 日	京都市	4 回	113 日	18 日
大阪市	4 回	90 日	12 日	堺市	4 回	128 日	24 日
神戸市	4 回	94 日	16 日	岡山市	4 回	79 日	36 日
広島市	4 回	78 日	21 日	北九州市	4 回	80 日	25 日
福岡市	4 回	64 日	24 日	（平均）会期 104 日、本会議 24 日			

※浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市では決算審査特別委員会を定例会の会期外で開催している。

○通年議会、年 2 回又は 3 回議会の実施例

通年議会	北海道白老町議会、北海道福島町議会、宮城県蔵王町議会 四日市市議会（平成 23 年 5 月～）
年 2 回	三重県議会（平成 22 年会期日数：233 日、本会議：29 日） 秋田県議会（会期日数 約 240 日程度 ※23 年 9 月定例会～）
年 3 回	大阪府議会（平成 22 年会期日数：136 日、本会議：32 日） 神奈川県議会（平成 22 年会期日数：210 日、本会議：37 日）

3 議員間討議について

○議会基本条例で議員間討議について規定している政令市 平成 23 年 6 月

都市名	基本条例における該当条文
さいたま市	本会議、委員会その他この条例の規定により置く会議において、議員相互間の議論を行うこと。(第 4 条(5))
川崎市	議会は、会議等の設置目的を達成するため、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるように努めるとともに、円滑かつ効率的な運営を推進するものとする。(第 9 条)
新潟市	議会は、議員及び会派相互間の活発な討議を行うとともに、公正、公平かつ効率的な議事運営に努めます。(第 14 条①)
名古屋市	議会の運営に当たっては、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるように努めるとともに、議員平等の原則にのっとり、民主的で円滑な運営を推進する。(第 9 条①)

※名古屋市においては、平成 23 年 3 月定例会より委員会における委員間討議を試行的に実施している。

4 本会議における一問一答方式の採用

○一問一答方式の実施状況（政令指定都市） 平成 23 年 6 月

	都市数	都市名	概要
実施済	3 市	千葉市	一括質問方式又は一問一答方式の選択制。2 回めの質問から一問一答方式で行うことも可能。(平成 22 年 11 月定例会～)
		川崎市	一括質問方式又は一問一答方式の選択制。ほとんどの議員が一問一答方式を選択している。一般質問において実施。(平成 4 年～)
		名古屋市	1 回めの質問は一括質問方式で行い、2 回め以降は発言者の選択により、一括質問方式又は一問一答方式で行う。(平成 21 年 11 月定例会～)
未実施	16 市	札幌市、仙台市、さいたま市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市	

※北九州市では平成 23 年 12 月定例会から試行予定である。